

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十七号

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年二月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「のうち、経営革新のための事業」を削り、同条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第二項の表第二号を次のように改める。

二 削除		
------	--	--

第三条第二項の表第四号中「第二条第十一号」を「第二条第十七号」に改め、同条第三項の表限度額の欄中「又は前項の表第二号に掲げる事業」及び「。ただし、当該事業が前項の表第二号に掲げる事業に該当する場合にあつては、設置資金の百分の九十以内」を削り、同条第四項第九号中「（平成十七年法律第八十五号）」を削り、同項第十五号を削り、同項第十六号中「第二号、」を削り、同号を同項第十五号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。